

## 【参考】成年年齢引き下げに伴う家計基準への影響（給付奨学金）

機構の制度変更ではありませんが、令和4年4月に「民法の一部を改正する法律」が施行され、成年年齢が20歳から18歳へと引き下げられることに伴い、令和5年度分(令和4年中の所得分)から給付奨学金の家計基準の判定で用いる住民税の非課税の基準が以下のとおり適用されます。これにより、令和5年度秋の支援区分見直しの際に影響する可能性があります。

	18歳未満	20歳未満	20歳以上
令和4年まで	未成年 (収入約204万円以下)		成年 (収入約100万円以下)
令和5年以降	未成年 (収入約204万円以下)	成年 (収入約100万円以下)	

※（ ）内は住民税が非課税の目安

【令和4年】

  
18歳  
(令和4年1月1日時点)  
年収103万円



令和4年度分  
扶養控除、非課税

【令和5年】

  
18歳  
(令和5年1月1日時点)  
年収103万円



令和5年度分  
扶養控除、**課税**※

※ 勤労学生控除が適用されている等、非課税となっている場合もあります。